

公益財団法人倉敷スポーツ公園 ホームページ(トップページ) 広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人倉敷スポーツ公園広告取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)及び公益財団法人倉敷スポーツ公園広告取扱基準(以下「取扱基準」という。)に定めるもののほか、公益財団法人倉敷スポーツ公園(以下「財団」という。)が管理するホームページのトップページ(以下「トップページ」という。)への広告掲載について、必要な事項を定める。

(広告の表示位置等)

第2条 広告を表示する位置、枠数、種類及び規格は、別途仕様書で定める。

(契約の締結)

第3条 広告主は、財団と、広告の取扱いに関する契約(以下「契約」という。)を締結するものとする。

(広告掲載の申込み等)

第4条 トップページへの広告掲載を行おうとする者(以下「広告希望者」という。)は、財団に対し広告掲載の申込み等を行うものとする。

(広告主の決定)

第5条 財団は、第4条の規定により広告希望者から申込みがあった場合は、取扱要綱及び取扱基準に基づき審査の上、広告主を決定するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第6条 広告原稿は、広告主が、取扱要綱及び取扱基準に基づき作成するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 広告主は、作成した広告原稿を当該広告原稿の広告表示開始日から起算して30日前までに財団に提出するものとする。

4 財団は、前項の規定により提出された広告原稿の内容等が取扱要綱及び取扱基準の規定に反していないことについて審査を行い、適当と認めるものを表示するものとする。

(広告の表示期間)

第7条 広告を表示する期間は、原則として1ヶ月単位とする。ただし、複数月の広告表示の申込みがあった場合は、複数月とすることができる。

2 各月の広告表示を開始する日(以下「広告表示開始日」という。)及び広告表示を終了する日(以下「広告表示終了日」という。)は、別途仕様書で定める。

(広告表示の方法)

第8条 財団は、第7条の規定により提出され、適当と認めた広告原稿を、原則として広告表示開始日の午前零時までに表示するものとする。

1 財団は、前項の規定により表示した広告を、原則として広告表示終了日の午後12時以降に取り除くものとする。

(広告原稿等の変更)

第9条 広告主は、広告の表示期間内において、広告原稿を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告原稿を変更しようとする場合は、財団にあらかじめ報告するものとし、第6条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

(広告表示の取消し)

第10条 財団は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、直ちに広告の表示を取り消すことができる。

(1) 広告が取扱要綱及び取扱基準の規定に反したとき。

(2) その他、広告事業を継続することが適切でないとき。

2 前項の場合において、広告主は、広告の表示の取消しにより生じた損害の賠償を財団に請求することはできない。

(広告表示の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、広告の表示を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告表示を取り下げるときは、書面により財団に申し出なければならない。

(リンク先の変更)

第12条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して30日前までに財団に届け出るものとする。

(協議)

第13条 この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項で必要がある場合は、財団と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、トップページへの広告掲載に関して必要な事項は、財団が別に定める。

(附則)

この要領は、平成29年10月1日から施行する。